

第九十二号議案

江戸川区立虹の家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立虹の家の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立虹の家の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区立虹の家	名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
	練馬区大泉学園町七丁目一 二番三〇号	社会福祉法人章佑会 理事長 馬場 康雄	平成三十一年四月一日から平 成三十六年三月三十一日まで

（説明）

平成三十一年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立虹の家の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。